

## 元代江南社会における義役・助役法とその歴史的帰結

— 糧長・里甲制体制成立の側面 —

伊藤 正彦

## 緒言

宋—明初期における専制的な社会・国家編成形態の生成を社会的結合の形態的特質認識から再構成する試みの基礎的作業の一環として、筆者は先に南宋期の義役について再検討を加え、およそ次のことを論じた<sup>1)</sup>。義役は在野の読書人層（郷官・寄居官・士人）の率先の諸活動、もしくは州県官の関与に農民たちが賛同する形で結成され、その後も管理統率を担った読書人層の自己意識に基づく献身的活動を通して維持されていく。すなわち、義役は旧来イメージされてきた自律的な共同体や地主支配の手段ではなく、結成・維持の両過程とも中核となる存在に農民たちが依存して結集する形態の社会的結

合であり、脆弱・短命な性格もこの結合形態の特質に起因していた。また、こうした脆弱性の克服を目指して州県官の介入の下、成員の意向を規制し極力他律的な運営を図る義役改革が各地で試みられていくが、結合形態の特質自体は持続されたため、脆弱性は十分に解消されなかった、と。

だが、前稿では専ら義役の結合形態と動態の把握に努めたため、義役が果たした歴史的意義に関して論及することはできなかった。この残された課題を考察することが小論の目的である。その結果、役法史の側から見た明代糧長・里甲制体制成立の経緯にも議論が及ぶことになる。

さて、前稿でも指摘したように、義役は南宋期だけでなく元代にも存在しており、その歴史的意義を問うには、まず義

役の軌跡を断代史的理解に止まることなく通時的に認識しておくことが不可欠である。従来、元代の義役については、専論は発表されていないものの、清水盛光氏がその存在を指摘して以来、主に梅原郁、柳田節子、陳高華氏らが税役制度史研究の側から論及している。<sup>3)</sup>しかし、梅原、柳田両氏はそれぞれ複雑な様相を示す元代の役法（職役制）の地域的ヴァリエーション、元代における戸等制の存在を物語る事例として、

義役とこれを継承した助役法を検出するに止まり、南宋期の義役との比較など十分な検討は行っていない。また、通常の義役と助役法の区別、具体的連関性は不明確であり、助役法の実施時期などに関しても誤解がある。一方、陳氏の場合も、多くの事例を発掘してはいるが、同様の問題点を免れていない。確かに南宋期に比べて残存史料の制約があることは否めないものの、元代の義役には未だ検討すべき余地が残されている。こうした元代義役認識の現状を鑑み、小論では改めて元代における義役継承の実態把握を行い、その上で南宋・元代の義役が果たした歴史的意義の考察へ向かうことにする。

なお、標題に示すように考察対象を江南社会——正確には江浙・江西省内に限定するのは、後文で見る通り、義役は元代でも基本的に当該地域において組織されたからである。

## 一 元代江南社会における義役の継承

至元一三（一二七〇）年正月、臨安府を開城させ南宋領を手中にした元朝は、その後、駅伝や通貨制度以外は漢地の制度を適用せず、基本的に南宋の体制を継承する形で江南を統治していく。<sup>3)</sup>但し役法については、南宋の都保正副・大保長の制に代えて漢地と同じ里正・主首の制を適用する。この里正・主首は旧の都保正副・大保長と同様、共に租税の催納、官衙からの文書の伝達、治安維持などを主要任務としたが、江南の場合、その就役単位は南宋以来の郷・都とされ、一般的に里正は郷を単位に、主首は郷下の各都を単位に就役した。<sup>4)</sup>すなわち、役目とともに就役単位も都から郷・都へと改編されたのである。

こうした役法の改編が行われた元朝の江南支配の当初、既存の義役は如何なる境遇にあったのだろうか。まず、この点から瞥見しよう。徐明善撰『芳谷集』卷三「冷東齋義役規約」は、饒州路徳興県内の状況について「至元丁丑（一四一一二七年）、義荘田、官に没入せられ、而して差役の苦、大いに疇昔と異なれり」と伝える。淳熙年間に知県・李舜臣の勸

論を機に初めて結成され、その六〇年後には知県・卓得慶によって改めて組織された経緯をもつ徳興県内の義役は、元朝支配の下に入った後、その重要な物的基盤たる役田を没官の対象とされたのである。また、他地域に比して義役の永い伝統があるにも関わらず、当地では大徳一〇（一二三〇六）年の時点に至っても義役が組織されていないことを憂慮する旨、

徐明善は同文で述べている。したがって、その後、徳興県内の義役は解体に陥ったに相違ない。一方、後段にも挙げる正徳『松江府志』巻六、徭役、余卓撰「松江府助役田糧記」の記載（一頁上段の(B)段落）によれば、かつて各地に存在していた「義役の田土」は、元朝に帰附した後、課税の対象になったという。南宋期の義役の中には役田に対する両税・和買負担を免除されたものがあり、また各地で実施された義役改革でも役田を官田化し両税負担を免除する策が導入されていたが、元朝治下に入るや、そうした優免特権は剥奪されたのである。役田の課税対象化も、突如として実施されたことからすれば、役田の没官の場合と同様に義役の存続を困難にしたと考えられる。

更に、具体的な処遇を受けない場合でも、都から郷・都への就役単位の改編自体が既存の義役の存続を困難にさせた

推察される。元来、義役が都保正副・大保長の就役単位たる都を単位に組織され、役次（就役人戸・期間）決定や就役人戸への役費援助を行っていたことを見れば、就役単位の改編は既存の義役の効力を喪失させたはずである。万一、存続し得た場合でも、郷を単位に改めて結成し直すことは不可避であったに違いない。

つまり、地域によって具体的状況は異なつたであろうが、元朝支配の当初、既存の義役は、概ね就役単位の改編や役田の没官・課税対象化のために存続が困難となり解体に追い込まれたと把握できる。

しかし、都保正副・大保長に代る里正・主首の制も、旧来同様に就役人戸を破産に追い込むなどの弊害を抱えており、義役の必要性が社会から消えたわけではない。その後、義役は次第に各地で結成されてくる。その最も早い事例は、至元一七（一二八〇）年六月の平江路呉・長洲県内から確認できる。また、元の中・後期を生きた呉師道は『呉礼部文集』巻一九「国学策問四十道」の中で、「民間の役法、南北宜しきを異にするも、大概三有り。差役と曰い、雇役と曰い、義役と曰う」と述べている。義役は差役法、雇役法と並ぶ役法の三類型の一つに数えられており、元代でも広範に組織されてい

た様が窺える。その範囲は、陳高華氏の挙例からも窺えるように、福建道を除いて南宋期と同様に概ね江浙・江西省内の地域であった。

さて、南宋期の義役には多様な形態が存在したが、それは①内部で役次を決定するとともに就役人戸に役費を援助すべく銭・粟の共同出資や役田設置を行うもの、②単にその内部で役次決定のみを行うもの——「議役」とも呼ぶ——の二つに大別できる。これは元代でも同様である。そこで、役費援助を伴う形態Ⅱ狭義の義役と役次決定のみを行う形態Ⅰ議役とに便宜的に区分して、南宋期の義役との比較を念頭に置きながら元代における義役継承の実態を検証していこう。

## 1 義役

まず結成過程について幾つか例を挙げて確認しよう。吉安路廬陵県内では、「元の初め、法制未だ一ならず、黠吏復た之に乗ずるに奸を以てし、民徭役に困しむ」という状態に対して、王思道が自家田産五〇畝の寄付と提唱を行い、総計二五〇畝（年間収益五〇〇石）の役田を伴う義役を結成させている。彼は役田が未だ整備されていない際には不足分の役費を貸与するなど、三〇年間に亘って自ら管理統率にも従事した

という。この王思道は、他にも紛争の調停、賑恤、橋梁の修築などの活動を行い、郷里の人々から「溪浜居士」と尊称されており、天曆年間には薦挙され東平両軍照磨を授けられた経歴をもつ存在であった。饒州路鄱陽県内では、饒州路寧国路教授、鄱陽県主簿などの経歴をもつ呉存が義役結成のために率先して提唱と自家田産の寄付を行っている。更に江陰州化成郷では、家居中の陸屋が職役負担の不均等を解消すべく、自ら義役の具体的内容を考案して結成させたと伝えられる。彼は徽州路同知をはじめ浙西提刑按察副使、広東肅政廉訪使など多くの官職を歴任した経歴をもち、郷里でも義役のほか、宗族の救済、郷里の子弟の教化、賑恤、紛争の調停などの活動を行ったという。

これらはいずれも特定の在野の読書人層による創意と率先的な活動を受けて結成されたケースであるが、他方、地方官の関与が起点となって結成された場合もある。一例を挙げれば、慶元路鄞県では、至治元（一三三一）年正月、林村の就役該当人戸三五家が県丞・周仔肩の勸諭に賛同して義役を結成したという。なお、史書は林村の三五家が結成したと伝えるが、元代の江南で村を単位に就役した例は管見の限り皆無であることや江陰州化成郷の義役の例を踏まえれば、それは

林村が属す桃源郷<sup>④</sup>を単位に結成したことを示すのではないかと推測される。

如上の事例が示すように、元代でも義役は農民たちが自主的に結成したのではなく、特定の在野の読書人層の率先的諸活動、あるいは地方官の関与を俟って結成された。在野の読書人層の意向に従い農民たちが義役結成へ向かったのは、吉安路廬陵県内の王思道の例が端的に示すように、その知的能力や官僚身分の保持に起因する威信はもとより、地域の課題解決に尽す社会的諸活動を通して信望を集める存在だったからであり、地方官の場合はより大きな威信と強制力が作用したからであろう。義役の結成には農民たちを結集させる求心力をもつ社会的存在・契機が不可欠な要件であった。就役単位の改編に伴い結成単位が都から郷へと変化した差異がある<sup>⑤</sup>とはいえ、元代における義役結成のあり方は南宋期の場合と共通の特質を具えていたのである。

次に、システムの面へ眼を向ければ、結合形態の特質に規定された脆弱・短命な性格の解消を目指して各地で試みられた南宋期の義役改革と共通する施策が、元代の義役にも導入されている。先掲の諸例のうち貴重にもシステムの内容を伝える江陰州化成郷と慶元路鄞県内の二つの事例によって、こ

の点を確認しよう。

江陰州化成郷の義役について陸文圭撰『牆東類稿』巻一四「陸莊簡公家伝」は次のように記す。

先公、諱は屋、字は仁仲。……差役の均しからざるを患え、之が為に区画す。先ず居る所の化成一郷、始めて式を立てて推排し、詭寄虚楮の弊を除く。戸を九等に分け、各おの田若干を出助し、身を以て率と為し、先後差次す。毎歳、三・両戸を以て里正・主首に充せしめ、即ち義粟を以て之に与う。収斂・破除皆な籍有り。一人を輪して之を掌らしめ、歳終、其の成約に会す。数年の後、義粟に羨り有り、乃ち以て良田を置く。義田の数の如くなれば、助くる所の田を以て其の主に還す。之を行うこと二十年、郷の民、其の利を享け、皆な譲りて争わず、其の法を守り、今に至るまで変えず。他の郷、役を以て産を破る者多し。皆な之を追思するも、能く之を継ぐ者莫し。

結成後、確実に二〇年間は維持されたという当地の義役のシステムは次の四点に整理できよう。①職役負担の不均等の原因たる所有田産の欺隱を解消するために改めて推排を行い、上下九等の戸等を独自に設定して役次を決定する。②戸等に応じた田産の共同出資によって役田を設置し、その収益をもとに里正・主首の就役人戸（毎年二・三戸）へ役費を援助す

る。③一年交替の輪番で一名を役田経営の管理に当らせる。

④数年後、役田経営の剰余をもとに新たな役田を設置し、その役田が旧の役田の規模に相当したならば、旧役田を出資人戸たちに返還する。以上の四点のうち注目すべきは④である。南宋期における役田設置を伴う義役の具体的な解体要因は、概ね役首（役次決定・役田経営を担う専属の管理者）や上戸（二・二等戸）層による役田の兼併、また人戸の貧富の昇降に伴う田産の返還請求や新たな田産出資の煩瑣な手続きなどに乗じた彼らの不正にあったが、④の策は役田の官田化や典売・委譲禁止の策とともに、こうした弊害から役田を保全することを目的に義役改革で創出されたものである。

一方、慶元路郵県内の義役のシステムは、①課税対象資産額に応じた金銭の共同出資によって総計七五〇〇緡の共同資産を設け、これを高利貸に運用してその収益から役費を賄う、②毎年五名を推挙して共同資産の管理・運営に当らせるとともに、その五名を職役にも就かせる、というものであった<sup>16)</sup>。注目に値するのは、就役人戸が共同資産の管理をも担う②の点である。前述の通り、南宋期の義役の解体要因の一つは役田管理をめぐる役首の不正行為にあり、朱熹に至っては役首の存在を廃止して役田を就役人戸に直接給付する改革案を主

張していた。これは現実の義役改革で実施されたこともあった。この策と右の②の策は、役田と共同資産の違いがあるものの、役費を賄う共有財産を専属の管理者を設けずに就役人戸が管理する点では共通する。この意味において、当地の義役にも南宋期の義役改革と共通の策が導入されていたといえる。

以上、役費援助を伴う形態の義役について見た。結成の単位が郷に変化した点を除き、結成のあり方は南宋期と同様であり、システムも南宋期の義役改革と共通の改良を施した上で継承されていた。結成後の経過については、史料の制約から詳らかにし得ないが、結成のために率先的に活動した王思道が以後も自ら管理統率を担い三〇年間ほど維持させたという吉安路廬陵県内の例からすれば、南宋期同様、献身的に活動する特定人物の活躍によって維持されていたのであろう。つまり、結成・維持ともに中核となる存在に人々が依存して結果するという結合形態の特質は元代でも不変であったと考えられる。先引の陸文圭撰「陸莊簡公家伝」の中に見える他の郷も化成郷の義役に倣おうとしたが実現できなかったという旨の記述は、その端的な表明といえよう。なお、結合形態の特質が持続された以上、統率者が自ら私利を志向した場合

や献身的な統率者を喪失した場合は弊害を生み解体に陥ると  
いう短命・脆弱な性格も、当然払拭されなかつたと推察でき  
る。三〇・二〇年間の維持が高く評価されていた事実は、そ  
の反映であろう。

## 2 議役

議役とも呼ばれる役次決定のみを行う形態の義役が元代に  
も存在したことは、従来全く等閑視されてきた。しかし、元  
代の役法を論じる際にしばしば引用される『元典章』二六、  
戸部卷二二、賦役、戸役「編排里正主首例」はその存在を示  
唆する。長文に及ぶが、改めて引用した上で検討を加えよう。

大徳七年十一月初二日、江西行省の該。……准けたる江西・福  
建道奉使宣撫の咨に「吉州廬陵県・太和州等の処、里正・主首  
を推唱すること均しからず」とあり。此が為に、大徳七年十月  
二十五日に於いて、江西・福建道奉使宣撫と一同に議得す。江  
西の路・府・州・県、里正・主首を差設するに、官吏人等、那  
上攢下し、売弄して以て奇貨と為し、大いに民害を為す。<sup>(a)</sup>擬  
合(よろ)しく各路に遍行し、親民の州・県の提調正官・首領  
官吏をして、本処の概管せる見科の税糧簿籍を將て、実に従い  
て郷・都毎の諸色戸若干なるや、内、税高き富実の戸若干なる

や、税少きも蓄積有る人戸若干なるやを按照せしめ、並びに一  
石の上を以て則と為し、一体に役に当つべし。若し税存産去に  
して蓄積無き者、及び一石の下の人戸有らば、俱に当役の限に  
在らず。<sup>(b)</sup>一郷毎に里正一名を擬設し、都毎に主首は、上等の  
部分を以て四名を擬設し、中等の部分もて三名を擬設し、下等  
の部分もて二名を擬設す。<sup>(c)</sup>糧数を驗(しら)ぶるに依り、人  
戸をして自ら公同(とも)に推唱・供認を行わしむ。如是(も  
し)本部の糧戸極めて多く兩・三年を作さんことを願う者も亦  
た、自便を聴す。上下輪流し、周りて復た始む。仍りて毎年、  
一郷の内に於いて、上戸自り一郷の里正・各都の主首に輪當す。  
如し自ら錢を出して雇役せんことを願う者は、自便を聴從(ゆ  
ゑ)し、如し該当の人、自ら親身もて応役せんことを願う者も  
亦た聴す。仍お百姓従り自ら推唱・定願を行いたる認役の人戸  
の糧数・当役の月日をば、名を連ね字を画きて入状し、本管の  
州・県に赴かしむ。官司更に査照を為し、差無くんば、是実な  
るを保助し、印押せる簿籍を置立し、一本は本都に付して收掌  
せしめ、一本は本州・県に於いて收掌し、又た一本は本路の總  
管府に申解し、行省に類申し、本道の廉訪司に牒呈して照驗し、  
厳しく体察を加え、永らく定例と為し、再び動揺更換せず、官  
司非理に干預搔擾するを許さず。……此くの如くすれば則ち富

戸隠庇して僥倖に苟免すること能わず、小戸動揺を致さず、稍やく休息を得、役に当るもの率ね皆な人を得、官吏も亦た売弄すること無く、誠に逸久の便益を為さん。省府遍く合属に下し、上に依りて施行せよ。(a)傍線・(b)二重傍線・(c)波線は筆者)

吉安路廬陵県・太和州など江西行省管内において里正・主首の賦課<sup>11</sup>役次決定をめぐる官吏の不正行為が発覚したため、大徳七(二三〇三)年十一月、江西・福建道奉使宣撫との協議をもとに江西行省がその解決策を管内に到達している。引用に付した三種の傍線等に従って解決策の内容を整理すれば次の通り。まず(a)傍線部は、各州・県の正官と首領官が税糧簿籍をもとに各郷・都の人戸数とその税糧負担状況を調査した上で、一石以上の税糧負担人戸に対してのみ就役させることを指示する。柳田節子氏の指摘によれば、一石以上の税糧負担人戸とは約二〇畝以上の田産所有人戸を意味するという。<sup>12)</sup>(b)二重傍線部は、里正・主首の設置単位と定員を規定する。里正は郷を単位に一名設置し、主首は都を単位に設置するが、主首の定員は各都の状況に応じて上都<sup>13)</sup>四名、中都<sup>14)</sup>三名、下都<sup>15)</sup>二名にするという。(c)波線部は、具体的な就役人戸・就役期間を決定する方法を提示する。それは、各州・県の正官と首領官が調査した各人戸の税糧負担額に基き、各郷・都

の人戸たちが協議して決定するというものである。一石以上の税糧負担人戸のうち税糧負担額の多い人戸から少い人戸へと毎年順々に就役させるのが原則であるが、その際、各都内の状況や就役人戸の希望に応じて二・三年間の任期延長や就役人戸が代替者を雇募することも許可されている。更に続く箇所では、かくて決定した就役人戸の税糧負担額と就役期間を州・県へ報告させ、官吏が検査した上で帳簿を作成すること、またこの帳簿は各都内で管理させる一方、州・県でも一部を管理し、更に一部を上司へ上申させることを指示している。

さて、従来この文書は、右に整理した内容のうち特に(a)の箇所が戸等制の弛緩傾向を物語るものとして、また(b)の箇所が役法の地域的ヴァリエーションを示すものとして注目されてきた。<sup>16)</sup>しかし、官吏による不当な役次決定の弊害解消を目的にこの文書が通達されていることを踏まえるならば、(c)の箇所にこそ留意すべきである。ここでは、官吏が役次を決定する旧来の方式——差役法ではなく、各郷・都の人戸たちの協議によって役次を決定する新たな方式が提示されている。したがって、文書自体の主眼は、差役法から郷・都内の協議に基くものへと役次決定の方式を改めることにあったといえ

よう。このことは、郷・都内での役次決定に対して官吏が理由もなく関与することを禁止している点からも確認できる。

更に、九年後の皇慶元（一二二二）年四月には、差役法へ回帰する指令が出され、一四年後の延祐四（一三二七）年二月には、差役法と郷・都内の協議による役次決定の方式は民便に委ねる形で並行させることが指令されていることからも明白である。

では、郷・都内の協議に基く役次決定の方式とは具体的に何か。南宋期以降の役法の展開の中で、国家機関ではなく郷村社会レベルで役次を決定する方式は義役以外に存在しない。しかも、役次決定のみを行ういわゆる議役は、浙東・江南東西・福建路の地域に存在し、中でも江南西路には「江西の議役」と呼ばれるまでに広く普及していた。<sup>23</sup> こうした歴史的背景を鑑みれば、この文書は差役法の弊害解消を目的に、役次決定の方式をかつて当該地域に広範に存在した議役へ改編することを指令したものと理解できる。

また、(a)と(b)の箇所についても看過できない。なぜなら、役次決定の権限を郷・都内に委ねながらも、税糧負担額一石以上という就役対象基準と就役人戸の定員は国家機関が設定しているからである。南宋期の義役の主な解体要因は、前述

のほか、上戸層と結託した役首の不当な役次決定にもあり、義役改革では就役対象基準など役次決定の原則を州県官が設定する策が行われていたが、(a)と(b)の箇所にある就役対象基準と就役人戸の定員の設定もこれと共通した策と評価できよう。

以上をまとめれば、大徳七年十一月、江西行省内の地域では南宋期の義役改革と共通の改良を施した上で議役の組織が指令されたといえる。また、この指令は皇慶元年四月以後、一旦無効となるが、延祐四年二月以降、議役は差役法との選択を民便に委ねる形で再び認可された。但し、以上に検討したのはあくまで各路・府・州・県への通達の文書であり、実際の結成如何については確認し得ない。だが、その後、吉安路太和州内では「走りて上官に白し、その物産を稽え、而して之を甲乙し、編みて義役を為す」という具合に、儒戸に属す蕭夢得が役次決定のみを行う形態の義役Ⅱ議役を結成させたと伝えられる。<sup>24</sup> 役費援助を伴う形態と同様に議役の場合も、如上の指令に従った地方官の勸諭や在野の読書人層の活動を受けて結成されていったのであろう。なお、議役の存在は江西以外に浙東道の婺州路永康県からも確認できる。<sup>25</sup> 江西・浙東ともに南宋期に議役が普及していた地域である点を見れば、

かつて議役が存在した他の地域でも継承されていたのではな  
いかと思われる。

本章では、元代の江南社会において義役——役費援助を伴  
う形態と役次決定のみを行う形態ともに——が南宋期とほぼ  
同様の形で脈々と継承されていたことを確認した。ところで、  
元代における義役の展開には、このほか助役法の施行という  
特筆すべき事象がある。だが、緒言で指摘したように助役法  
に関する従来の理解は未だ不十分なものに止まっている。章  
を改めて助役法の施行について検討しよう。

## 二 助役法の施行をめぐる

助役法の存在は、諸先学も引く『元史』の次の二つの記事  
から確認できる。

。詔して助役法を行う。使を遣わして税籍の高下を考視し、田若  
干畝を出さしめ、応役の人をして之を更掌し、其の歳入を収め  
て、以て役費を助けしむ。官、与かるを得ず。

(卷一八、英宗紀二、至治三年四月己卯条)

。泰定の初め、又た所謂助役糧なる者有り。其の法、江南の民戸

の田一頃の上を有する者に命じて、税を輸す所の外に於いて、  
頃毎に助役の田を量出せしめ、具さに冊に書し、里正、次を以  
て之を掌り、歳ごとに其の入を収めて、以て充役の費を助けし  
む。凡そ寺観の田は、宋の旧額を除き、其の余も亦た其の多寡  
を驗べ、田を出して役を助けしむ。民、頼りて以て困します。

(卷九三、食貨一、税糧)

これによれば、助役法は至治三(一三三三)年四月から泰  
定年間(一三三四—一三七)の初頭にかけて江南を対象に実施さ  
れたことが分かる。その大要は、各人戸に一定比率の田産を  
出資させて設置した役田の収益によって役費を援助するもの  
であり、義役と近似した方策といえる。しかも、より細部に  
注目すれば、①田産の出資対象を一〇〇畝以上の田産所有  
戸に限定すること、②専属の管理者を置かず、里正に就役す  
る人戸が輪番で役田を管理することの二点は、共に南宋期の  
義役改革において創出された策と共通する。②については既  
に言及した。①は、役首の恣意のために下戸が田産出資を強  
要されて困窮する弊害を防ぐことを目途とし、同時に就役対  
象基準を規定する機能も果たした。更に、里正の就役人戸が役  
田の管理に当ることからすれば、その組織単位も元代の義役  
と同じ郷であったと考えられる。だが、以上をもとに助役法

を通常の義役と全く同一の方策と断定するのは早計である。

右の史料からは、助役法の場合も義役と同様に役次決定を郷村社会レベルで行ったか否か不明であり、また、詔勅によって施行が指令され、その施行のために特使が派遣されている点は通常の義役結成と明らかに異なるからである。

しかし、諸先学はアプリアリに助役法を義役と同一視し、助役法は至治三年以前から実施されていたと理解する<sup>26)</sup>。その真偽を確かめる上で格好の史料がある。正徳『松江府志』巻六、徭役、余卓撰「松江府助役田糧記」である。些か長文に亙るが、助役法の施行に至る経緯を伝える部分を便宜上四つの段落に区分して引用しよう。

(A)然れども帰附したるの後、亡宋の科徴文冊、散失して殆ど尽く。至元二十四年、税糧を催納するに、止だ郷司の草冊の数目に憑るのみ。以て里正・主首、有科無徴等の項の錢糧を陪閉するを致し、上戸漸く困乏するに至る。況や中・下の戸計をや。延祐五年十一月十一日、聖旨を奏奉し、助役の法を行わんことを議る。

(B)前の平江路理府の判呈。州・県、錢糧を成就し、事務を辦集するは、皆な里正・主首の力より出るも、官司、徒だ錢糧成就するの利を見るのみにして、里正・主首の破家の害を詢わず。今

の計を為すや、其の弊を去き、其の力を助くるに若くは莫し。亡宋の時、各処の州・県、俱に義役の田土有りて、以て当役を助く。帰附したる後、収科入額して、輕易に開除すべからず。本路の隣郡の江陰州化成郷、見に義役を行い、民皆な便を得。

(C)浙西廉訪司の言。州・県、差役を定擬するの時、弊倖一に非ず。上戸の萬畝なるもの、里正に差充せらるるに過ぎず、其の中・下の戸計の田百に満たざるもの、未だ主首に定為せらるるを免れず、直ちに田畝を売り妻子を鬻ぐに至りて後止む。訪聞したるに、腹裏路分の坊・里正等の役、一郷一都の間に、衆戸の包銀の分数を驗ぶるに依りて、共に銀鈔を出し、人を雇いて代役せしめ、遂に安居するを得る有り。

(D)又た薛左丞の咨。挙ぐる所の義役、前代も亦た嘗て之を行う。江陰州の居民、広東廉訪使・陸義齋、嘗て郷里を会集して和議し、義役の田を出して、以て当役の人を助けしむ。今に至るまで之を行い、官・民、俱に便とす。如今の計、田百畝の上を有する者をして、田を出して役を助けしむれば、誠に便益を為さん。

まず(A)は、元朝に帰順して以後の租税徴収をめぐる一般的状态を記す。南宋代の徴税台帳は散佚してしまい、括勘(田土調査)が実施された至元二四(一二八七)年以後の徴税は、

郷書手の手許にある帳簿に依拠して行われた。<sup>(2)</sup>このため、催納を担う里正・主首は徴収不能分の税糧の代納を負担させられ、上戸層をはじめとする里正・主首の就役人戸は困窮したという。こうした状況に対して、延祐五（一三一八）年一月の聖旨を機に、就役人戸を援助する方途が模索されることになる。

(B)―(D)はその立案の過程を伝える。(B)では、里正・主首の苦境を顧みない官司の態度、また就役の弊害の解決策として南宋期には義役が存在したこと、そして義役は現に江陰州化成郷でも成功を取めたことが平江路総管府から報告されている。(C)は浙西肅政廉訪司からの報告である。ここでは、不合理な役次決定の現状とその弊害、および中書省腹裏（河北・山西・山東地方）の中には、包銀の負担額に応じた銀・鈔の共同出資によって坊正・里正の就役者を雇募する方策が成功した郷・都があることが指摘されている。この方策は、郷・都レベルで組織したものであるから、義役と判断してよいだろう。<sup>(3)</sup>(D)は薛左丞、すなわち河南行省左丞相・薛処敬からの報告である。彼は、南宋期における義役の存在、陸扈（義齋）は彼の號）が結成させた江陰州化成郷の義役の成功を指摘するとともに、役田設置のための田産出資対象を一〇〇畝

以上の田産所有戸に限定すべきことを提案している。

以上、(A)―(D)の記述によれば、助役法の施行は、延祐五年一月の聖旨以後、約五年に及ぶ官界での立案を経て決定されたのである。その立案内容は南宋期および元代における義役の存在に基いており、とりわけ前章で見た江陰州化成郷における義役の成功が大きな影響を与えていた。<sup>(4)</sup>また、田産の出資対象を一〇〇畝以上の田産所有戸に限定する策は、薛処敬が提案したものであった。従来、助役法は義役と同一視されてきたが、通常の義役結成が地方官の裁量の範囲で認可されるのに対し、如上の立案を経て実施に移された国家的施策である以上、通常の義役と区別すべきことは明白である。

次に、助役法の内実に関する先の疑問を解くために、施行の実態を探ろう。同「松江府助役田糧記」は、続けて松江府における助役法施行の様相を次のように記す。

至治三年十月、松江府、奉じたる省劄、准けたる中書省の咨。

至治三年四月十八日奏准したる事理に欽依し、饒州路総管・段通議等の官を選委して提調せしめ、分委して昌国州知州・韓奉政をして華亭県に詣らしめ、長洲県尹・干承務をして上海県に詣らしめ、本府の達魯花赤・中順、及び首領官一員に委自して提調せしむ。並びに各県の正官をして、郷保に分詣し、就ち各

処の普宿人等と与に、彼中の輕重・物力の多寡を斟酌し、該に  
出すべき助役田糧の數目・坐落・條段・主戸の花名をば開申せ  
しむ。毎歲儲蓄し、信義の家を推挙して、以て里正に充て、收  
租を掌管し、助役輪流し、相い沿いて交割せしむ。有司の干預  
するを許さず。各処、文冊一様三本を攢造し、内、一本は里正  
に責付し、一本は路・府、印を用いて封記して收貯し、一本は  
省に解る。用いる所の紙笥は、官為に応副す。

当地では至治三年四月の詔勅發布からやや遅れて、江浙行  
省・中書省の指令を受けた当年一〇月から施行された。まず、  
施行に際して府のダルガチ（中順大夫・佛寶）と首領官のほか、  
饒州路総管・段廷珪、知昌国州・韓搏、長洲県尹・干文傳ら  
が監督のために派遣されている。韓搏、干文傳はそれぞれ主  
に華亭県、上海県を担当したという。段廷珪の場合は府のダ  
ルガチとともに府全体の監督を担ったのであろう。そして、  
彼らの監督の下、各県（華亭・上海県）の正官が自ら各郷・  
都に赴き、『普宿』らと共に郷・都内の状況と人戸の課税対  
象資産額を調査した上で、出資させる田産の額、所在位置、  
出資人戸を決定する。引用に続く箇所の記事によれば、出資  
人戸は田産所有額一〇〇畝以上を基準に決定された。<sup>30)</sup>一方、  
郷・都のレベルでは、正官たちの作業を前提に、輪番で里正

の就役と役田管理を担う『信義の家』を選出する。<sup>31)</sup> いうまで  
もなく、これは就役人戸の決定、すなわち役次決定を郷村社  
会の側が行ったことを意味する。更に、かくて決定した就役  
人戸、出資田産の額と所在位置、出資人戸などを記したであ  
ろう帳簿を郷・都ごとに三部作成して、一部は各里正に管理  
させ、残り二部は府と行省において保管する。以上の結果、  
翌泰定元年四月までに松江府全体で総計約一四〇六頃三一畝  
（華亭県一六八九頃四九畝余、上海県一七二六頃八二畝余）に上る  
役田が設置され、総計二四三名の『田多き信義の人』が決定  
されたという。<sup>32)</sup>

右によれば、松江府内では概ね先掲の『元史』の記事通り  
組織されたといえる。また、助役法の場合も役次決定は、通  
常の義役と同じく郷村社会レベルで行われたことが明らかと  
なった。但し、各県の正官が自ら各郷・都に赴いて人戸の課  
税対象資産額を調査し、田産の出資人戸等を決定している点  
は、通常の義役との差異として特記しなければならぬ。義  
役の場合、地方官の関与が結成の起点となるケースでも、そ  
の関与は勧諭のほか、物的援助や規約のマニュアル提示など  
に止まる。また義役改革の場合でも、田産出資対象基準の設  
定をはじめシステム改編の指示は地方官が行うが、地方官自

らが直接に課税対象資産額の調査や田産出資人戸の決定を行った例はない。したがって、助役法は義役と同一の機能を果す一面、義役改革以上に国家機関の介入・統制を強化し、より他律的な組織運営を図った方策であると把握できよう。

なお、松江府では施行に際し各地の地方官が特使として派遣されていたが、平江路長洲県のようにその地の地方官のみによって組織されたケースもある。ここでは県尹の干文傳が僅か旬日の間に助役法を組織したという<sup>33)</sup>。また、彼が松江府へ派遣されたのが至治三年一〇月であることからすれば、助役法施行に際する特使派遣は、至治三年四月の詔勅発布以後、施行が遅延していた地域に対して実施されたのではないかと推察される。

では、助役法は組織後どのくらいの期間、維持されたのだろうか。鄭元祐撰『僑異集』巻一一「長洲県逢魯花赤元童君遺愛碑」は、平江路長洲県における助役法のその後を、「二十年の間、田貿易せられ、主屢しば遷りて、役悉く旧に仍り、殊に民病と為る」と伝える。二〇年とあるが、この史料は元童が長洲県のダルガチに就任していた至元元一三（一三三五—一七）年の状況を伝えるものであるから、当地の助役法は正確には一二—四年後に解体、少くとも機能停止に陥っていた

に違いない。また松江府上海県では、その後、至正五（一三四五）年に県尹に着任した劉輝が在野の読書人の協力を得て義役を結成させたという<sup>34)</sup>。助役法が健在であれば、改めて義役を組織する必要はないはずである。ここでも二二年後には疑いなく解体に瀕していたのである。こうした多く見積っても十数年、二〇年余りという助役法の維持期間は通常の義役の場合と大差ない。義役改革以上に他律化を図った助役法の場合でも、脆弱性を払拭することはできなかったのである。

その主たる原因は、国家機関の介入の強化自体にあったと考えられる。助役法の場合、義役では通常その内部独自に行う各人戸の課税対象資産額の調査と田産出資人戸の決定を各県の正官が自ら郷・都に赴いて行った。これは確かに組織の際には有効な策であったろうが、その後の運営にはむしろ不利に作用したと思われる。組織後も継続的に正官が自ら郷・都に赴き人戸の課税対象資産額を把握し続けることはまず不可能であり、この体制では、組織の際に富裕であったが後に貧窮した人戸による自家出資田産の返還要求や就役人戸の変更など、頻繁に起る貧富の昇降に伴う構成員の意向に随時対処することは困難だからである。後述するように、義役の機能の永続化には、国家機関の直接介入とは別途の他律化が必

要であつた。

最後に、助役法の施行範囲について確認しておく。従来の理解には、助役法は至治三年以後、全国で施行されたと解するものもある<sup>35</sup>。しかし、先掲の『元史』に江南と記されている以上、それが誤解であることは明らかである。では、江南一般で施行されたと理解すべきだろうか。同時代史料から施行が確認できるのは、管見の限り、松江府、平江路長洲県のほか、鎮江路と常州路無錫州に止まる<sup>36</sup>。試みに後代の地方志を検索しても、他に確認できるのは平江路呉江州、常州路宜興州、建德路寿昌県、江陰州にすぎない<sup>37</sup>。もちろん他の地域でも施行された可能性は否定しきれないが、確認し得る地域がいずれも江浙行省浙西道に属すのは偶然ではないだろう。助役法は国家の最たる財政基盤であつた浙西地方からの税糧徴収を整備すべく、江南の中でも特に当該地方に重点を置いて施行されたものと推測される。

以上、主に立案過程と施行の実態の面から助役法を検討し、概して助役法とは、義役改革以上に国家機関の介入を強化する形で義役に改良を加え、至治三年四月から泰定年間初頭にかけて浙西地方を中心に施行された国家的施策であることを見た。

一方、助役法の施行後も義役は江浙・江西行省内の各地で組織され続ける<sup>38</sup>。だが、助役法という国家的施策も生み出しながら南宋・元代の江南社会に一貫して存在し続けた義役は、明代に至るや忽然と史乗から姿を消す。義役が明初において姿を消したのはなぜか。次章では、その内実を探ることにしよう。南宋・元代の義役が果した歴史的意義を考えることにしよう。

### 三 歴史的帰結

—— 義役から糧長・里甲体制へ ——

周知の通り、洪武一四（一三八二）年、明朝国家は南宋以来の郷都制に代る新たな税役徴収体系として里甲制を施行する。したがって、明初における義役の消滅という現象は、正確には里甲制が義役を必要としない役法体系であつたことを意味する。そこで、義役を要請した南宋・元代の役法体系上の要因、義役が果した役法体系上の機能、義役を必要としない里甲体制の特質を先学の成果に学びながら確認することを通して、義役消滅の内実を探っていこう。

義役は就役人戸の破産、就役をめぐる訴訟（糾決）の蔓延

就役該当戸の減少・消滅といった就役の弊害の解決策として登場した。こうした弊害を惹起する差役法は課税対象資産額の多寡に応じて戸を順次就役させる職役賦課方式であり、この体系の下で役次決定<sup>⑧</sup>職役賦課の実権を握ったのは州・県の胥吏と郷書手、とりわけ後者であった。<sup>⑨</sup>その存在を梅原郁氏の近業<sup>⑩</sup>によって確認しよう。郷書手とは「役所の書手、つまり筆記係り、帳簿記入係りの吏員が郷に置かれたもの」であり、州・県の下それぞれ管轄する郷・都と直接交渉をもち地方行政の実務を担う。その具体的職掌は、警察・司法的任務のほか、税租鈔（納税票）の伝達や税租簿（租税台帳）への納入チェックという徴税業務、推割（不動産の移転に伴う税役帳簿上の手続き）業務、役法の基本台帳たる五等丁産簿に基く差料簿・鼠尾簿（徭役台帳）の作成と役次決定など、税役業務全般に及んだ。また、彼らは唐末から元代まで約五〇〇年以上に亘る期間設置されたが、特に北宋中期以降、右の実務権限をもとに「県衙と郷村の在地の結節点に自己の地位を確立させ」<sup>⑪</sup>「郷司」と呼称される存在になったという。

さて、就役をめぐる訴訟の蔓延などの現象の原因は、その実務権限に仮託した郷書手の不当な役次決定にあった。<sup>⑫</sup>一例を挙げてその様相を改めて確認しておこう。

州・県の郷村の差役、法に依りて合に物力の高下を以て定差すべし。訪問したるに、近年、選差の際、当職官、切には究心せず。郷司、役案の人吏と与に、通同して弊を作し、故意に等を越え、先ず合に役を差すべからざるの人を差して、糾論せしむるを致し、時に乗じて乞覓し、百端もて搔擾し、方始<sup>⑬</sup>て実合<sup>⑭</sup>に役に着くべきの人を改差す。深く民患と為る。

『宋会要』食貨一四一三〇免役下、

紹興一六（一一四〇年一月一〇日条）

賄賂の着服を目的に郷書手が役案の胥吏と結託して職役を適確に賦課せず、本来就役に該当しない戸に賦課することによって就役をめぐる訴訟を惹き起こす様が明らかである。

一方、農民、特に元来就役に該当する上戸の側は贈賄や詭名挟戸・寄産などの不正手段を講じて就役を忌避する——この結果、就役該当戸の減少・消滅といった事態が現出する——が、その成否を握ったのも徭役台帳の作成をはじめ郷村の税役業務全般を掌握していた郷書手に他ならない。<sup>⑮</sup>また、農民が就役を忌避するのは、都保正副・大保長が就役人戸を破産に追い込むほどの重役であったからである。就役人戸の破産の原因は、郷書手の不当な役次決定によって本来就役に該当しない下戸が就役させられることのほか、官員の送迎、

各種物品の調達、工匠・人夫の雇用、租税の填納など正規の職務以外の諸負担を賦課されることにあったが、こうした規定外の諸負担についても、

其の郷司たる者、上は則ち監司の巡按、通判の決獄、職官行果の擾、州郡醋錢の科有り。下は則ち令佐の当直・接送・筵会・果卓の需より過客の排辦に至るまで有り。郡吏の憑由・干照、日ごとに追し月ごとに索め、殆ど時を虚しくする無し。使し一歳の此くの如きの費、千緡に当らば、則ち此の輩、民より取る者萬緡なり。萬緡に当らば、則ち取ること千萬緡なり。

『宋会要』食貨七〇—九〇税・賦税、

慶元四（一一九八）年二月四日条

とあるように、郷書手から人戸へ転嫁されたものであり、しかも彼らの中間搾取によって増幅されたものであった。

総じて、差役法体系の下、就役の弊害を惹起する根源は、徭役台帳の作成と役次決定を担う郷書手の不正行為にあったといえる。以上は南宋期についてであるが、元代の江南でも差役法の弊害が不当な役次決定に起因したことは七頁に所引の『元典章』の記述から確認できる。また、郷書手が依然存続し、南宋期同様、役次決定の実権を掌握して不正を働く存在であったことも、『元典章』三二八、兵部卷三、駅站、站戸

「站戸余糧当差」の次の記述によって明らかである。

大徳六年十一月、江浙行省の劄付。拠けたる通政院判官・忻都承信の呈に「浙西に前來りて消乏せる站戸を補換するに、常州等路の水馬遞運の站戸衆告ぐ『路・府・州・県、富豪の戸計を以て放免するは、止だ郷司人等の供報に憑るのみにして、多く虚装する有り。或いは産去税存、及び苗米の数少きもの、里正・主首に勾充せられ、站に当る等の事を妨悞げらる』と。……」とあり。

常州路などでは、富裕な站戸が里正・主首の就役を免除される一方、貧窮した站戸が里正・主首に就役させられ站役の職務に支障を来していたが、それは郷書手の報告に基づく不正に起因したという。元代江南における就役の弊害の根源も南宋期と共通していたのである。

では、義役は南宋・元代の役法体系上において具体的に如何なる機能を果たしたのであろうか。既述の通り、義役には大別して役次決定および役費援助を行うものと役次決定のみを行うものとの二形態があったが、双方とも内部で役次決定を行う点は共通する。また元の助役法の場合を除き、役次決定の前提作業として各人戸の課税対象資産額の調査（推排）も概ね独自に行われていた。こうした課税対象資産額の調査と

役次決定は、事实上、郷村社会レベルで徭役台帳を作成・運用することに他ならず、それは郷書手の役法上の任務を郷村社会が代替することを意味する。事実、各人戸の資産額や決定した役次などを記したと思しい「義冊」が実際に義役内部で作成されている<sup>⑦</sup>。なお、役費援助は正規の職務以外の諸負担賦課に対する具体的対応策であるが、規定外の諸負担についても、郷書手の中間搾取による比重が高いものであったから、役費援助を伴わない場合でも郷書手の役法業務を代替することによって一定程度軽減されたと推察される。独自の役次決定こそ、義役の義役たる所以といえよう<sup>⑧</sup>。つまり、役法体系上における義役の具体的機能とは、就役の弊害を解消すべく郷村社会が郷書手の役法上の任務を代替することであった。

次に、如上の議論を踏まえて明代里甲体制の特質を確認しよう。里甲編成の概略は次の通り<sup>⑨</sup>。里甲制の基礎単位は一里長戸・一〇甲首戸の計一一戸で構成される甲であり、この甲一〇箇によって一里が編成される。そして一甲が一年交替で順に里甲正役を負擔し一〇年で一周する。このように里甲正役を負擔する総計一一〇戸（一〇里長戸・一〇〇甲首戸）から里甲制は基本的に編成されたが、そのほか里甲正役を負擔

できない不定数の人戸（年老残疾・幼少・寡婦や零細な土地所有・無所有人戸など）も畸零戸として里甲内に編入された。右の概略からも分かるように、一一〇戸という戸数編成原則や一戸共同での就役が里甲制の際立つ特徴となっている。しかし、里甲制にはこれらの影に隠れ従来その固有の特質としてあまり顧みられなかったいま一つの重要な特質がある。それは、里甲正役の一つに一〇年に一度の賦役黄冊の作成（編審があること、すなわち里甲内に租税・徭役台帳の作成が義務づけられていることである。先に見た通り、南宋・元代においては郷書手が徭役台帳の作成を担っており、徭役台帳の作成を郷村社会に義務づけた役法体系は存在しない。南宋・元代の差役法体系と比較した場合、賦役黄冊の作成こそは里甲制の緊要な特質といえる。

また、江南の場合、明代の役法体系は里甲制レベルだけで完結しない。明代の江南では、南宋期以来の郷村行政区画たる都を基礎とした区なる地域区画が県と里の間に設定され、税糧の徴収と所定の倉庫への輸送を主要任務とする糧長が設置された。糧長は明中期頃まで一般に永充制の職役である（正徳年間以降、輪充制や朋充制となる<sup>⑩</sup>）。よって、明代江南の役法体系は糧長・里甲体制として把握しなければならない。

小山正明氏によれば、糧長の職掌は「郷政を掌る」とも記されるように税糧の徴収と輸送のほか、徭役科派、鄉村裁判(調停)、勸農など区内の鄉村行政全般に及んだという。<sup>51)</sup> 注目すべきは、糧長が区内の徭役科派をも担っている点である。

この点と賦役黄冊の作成という里甲制の特質を合せ考えれば、糧長・里甲制体制は、郷書手に代り鄉村社会レベルで独自に事実上の徭役台帳を作成し役次決定を行うという義役の役法体系上の具体的機能と共通する機能をもっていたと把握できる。

以上、義役を要請した南宋・元代の役法体系上の要因と役法体系上における義役の具体的機能、および明代江南の糧長・里甲制体制の特質について確認した。明初における義役消滅の理由はもはや明らかである。それは、新たな糧長・里甲制体制が南宋・元代の義役と共通する役法体系上の機能を具えていたからに他ならない。

だが他面、両者には厳とした相違点もある。都もしくは郷という鄉村行政区画を結成単位にするとはいえ、義役があくまで鄉村社会レベルで独自に運営される社会的結合であったのに対して、糧長・里甲制体制は国家からの画一的な戸数原則を基礎に編成され、国家からの義務づけに役によって運営

される、社会の専制的な政治的編成である。<sup>52)</sup> 共通点と相違点を併せもつ両者の関係は如何に理解されるべきだろうか。

この問題を考える上で示唆を与えるのは、義役と糧長・里甲制体制の次のもう一つの共通点である。糧長の就役には区内の滞納分の税糧を補填可能な経済的力量の持主であることを要請されたが、小山氏によれば、糧長の具体的な出身階層は儒教(特に実践性の強い朱子学)的教養を修得した処士層であったという。<sup>53)</sup> また森正夫氏は、糧長に処士層は「一定の知的能力に加えて、地域社会の公的課題の解決に献身する志向性に貫かれた人格の持主」であったと指摘している。一方、義役の場合、結合が維持されるには献身的に活動する管理統率者の存在が不可欠であり、概ねそれは在野の読書人層であった。すなわち、義役と糧長・里甲制体制は、統率を担う存在が共に鄉村社会の課題解決に献身する在野の読書人層である点でも共通していた。

前章までに詳論した南宋・元代の義役の軌跡を踏まえるならば、義役と糧長・里甲制体制のこうした共通点は、決して偶然ではなく連関性をもつ現象であると考えられる。いまい一度ふり返ろう。義役は、差役法下の弊害解消に有効な方策たり続けたが、同時に、中核となる特定人物の存在に農民たち

が依存して結集するという結合形態の特質に規定された難点——脆弱・短命性をもっていた。これに対して具体的な組織・運営方法を地方官が規定する義役改革が実施され、他律的な運営を図るシステムが創出されてくる。これは後の元代でも継承され、国家機関の介入を更に強化した助役法も施行された。しかし、脆弱性の解消は果せなかった。自己規律性を欠いた結合である以上、その永続化は他律化の方向で図らざるを得ない。だが、国家機関の介入の強化ゆえに短期間で解体した助役法の例と結合形態の特質を注視すれば、義役の永続化に重要なのは、国家機関の介入よりも、郷村社会のために献身する管理統率者を恒常的に供給する形態の他律化であったといえよう。かくして糧長・里甲体制に眼を向ければ、そこで全体の統率を担う糧長が永充制の役として設置され、献身性をもつ在野の読書人層が任じられているのは、義役の永続化に最も有効と考えられる改良と正に軌を一にしたものであることが分かる。

糧長制実施の第一の意図は、税役徴収に際する胥吏の不正の除去にあった。<sup>56</sup>南宋・元代の例からすれば、かかる不正を行う最たる存在は郷書手であったに違いない。事実、明太祖・先元璋は、明朝建国もない頃、応天府付近の税役業務をめ

ぐる郷書手の不正を自ら察知し処罰した経験をもつ。<sup>56</sup>役法に関する限り、郷書手の不正解消に効果的なのは、彼らの業務を郷村社会が代替する義役であるが、それには脆弱性という難点がつきまとう。そこで新たに創出されたのが糧長・里甲体制であろう。すなわち、糧長・里甲体制は、郷書手の弊害除去を目的として、義役の永続化に求められる最も有効な改良——永充制の役という形での献身的な統率者の恒常的供給——を施した上でその機能を継承しながら創出されたものと考えられる。明代の江南社会において郷書手が姿を消し、代って帳簿類を管理する区書や里書がそれぞれ糧長と里長の下に置かれ、旧来の郷書手——就役人戸の統括関係に代る糧長——区書（区レベル）と里長——里書（里レベル）という新たな統括関係が成立しているのは、その証左となるう。<sup>57</sup>

総じて、南宋・元代の義役は、自らの機能を糧長・里甲体制の中継承させて歴史的使命を終えたのであり、糧長・里甲体制固有の役法体系上の機能の淵源としての歴史的意義をもつ社会的結合であったと理解できる。また、義役が社会的結合のまま社会編成の基礎となることなく、新たな政治的社会編成内へ機能を継承させるという帰結のあり方は、その結合形態の特質ゆえに必然化する他律化傾向の所産なので

あった。

## 結 語

以上、元代における義役と助役法の実態把握を行うとともに、南宋・元代の義役が明代糧長・里甲制体制固有の役法体系上の機能の淵源としての意義をもつ歴史的存在であったことを論じた。

ところで、かつて小山正明氏は糧長・里甲制体制の成立を宋代以来の歴史的展開の中に位置づける次の体系的な理解を提示した<sup>(8)</sup>。宋代において租税・徭役台帳の作成を担う郷書手等の職役を負担した人戸と明代において同様の職務を担った糧長の出自は共に大土地所有者<sup>11</sup>地主層であり、彼らはこうした職役を負担することによって郷村の支配階層たり得た。それは、当該時期の小経営の非自立性に規定されて独自の個別的権力機構を創出できないことに起因する。したがって、糧長・里甲制体制として現れる明朝国家の農民支配は宋代以来の体制を継承したものである、と。

確かに、戸等制の存在、剰余労働収取の主要な形態が生産物収取である点から見ても、宋・明中期の支配体制は大枠に

においては共通したものといえるだろう。しかし、小山氏の右の理解には、非自立的とする当時の小経営の評価、職役負担を地主支配の補強物と捉える論理的側面について、それぞれ佐竹靖彦、足立啓二両氏から明快な批判が提出されており<sup>(9)</sup>、同時に事実認識の面についても幾つか問題がある。行論の中で確認した通り、近年の実証成果によれば少くとも北宋中期以降の郷書手は職役ではなく胥吏の一種として考えるべきであり、また小山氏自身も指摘するように糧長の出身階層は単に地主としてだけでなく、より具体的に在野の読書人層として把握する必要がある。更に氏の理解からは、宋代と共通の支配体制であったにも関わらず、なぜ明代において郷書手が廃止され新たに糧長が設置されるのか、十分に説明することが困難である。糧長・里甲制体制には、南宋・元代の差役法下にはない在野の読書人層の統率のもと郷村社会レベルで徭役台帳の作成と徭役科派を行うという固有の機能が存在したのである。

南宋・元代における義役の歴史的意義を問う小論は、南宋・元代と明代の間に横たわる職役負担体系上の相違点に留意して糧長・里甲制体制成立の歴史的経緯を考える結果となった。但し、確かに税役徴収が根幹であるとはいえ、糧長・里甲制

体制は水利、教化、儀礼、紛争解決などの面にも及ぶ鄉村社会の総合的な政治的編成である。小論はあくまで役法史の側面からその成立の経緯を議論したに止まる。もはや小論の課題設定を越える問題であるため多言は控えるが、今後、糧長・里甲制体制成立の歴史的経緯を総体的に把握していくためには、近年明らかにされつつある里甲編成に適合的な鄉村社会の階層構成の形成過程、明初の地方行政改革を基礎づける太祖・朱元璋の政治的イデオロギーとその来源を宋代以来の社会の展開の中から更に具体的に探り出すことが求められるだろう。特に後者の論点については、いずれ実証的検討を試みることを期して筆を擱くことにする。

### 註

〔凡例〕小論引用文献の略称は次の通り。『大元聖政国朝典章』↓  
『元典章』、『宋会要輯稿』↓『宋会要』。なお『元典章』は民国六五年故宫博物院元刻景印本を使用した。

紙幅の関係上、墓誌銘の類や緊要でない史料については原文引用を割愛した。また、論文集として単行本に収録されている論文は、原発表年のみを記して原載雑誌等は省略した。

(1) 拙稿「義役——南宋期における社会的結合の一形態——」  
『史林』七五—五、一九九二年。以下、前稿と略記する。ま

た、小論で南宋期の義役について論及する場合、特に註記しない限りは前稿の論述に拠る。小論は前稿の続編にあたるものであるため、併読いただければ幸いである。

(2) 清水盛光『中国鄉村社会論』第二章第二節「租税徴収の組織と攤逃の俗」五（一九五一年、岩波書店）。梅原郁「元代差役法小論」（『東洋史研究』一三—四、一九六五年）。柳田節子「元代鄉村の戸等制」（一九七七年、『宋元鄉村制の研究』一九八六年、創文社、所収）。陳高華(a)「元代税粮制度初探」（一九七九年、『元史研究論稿』一九九一年、中華書局、所収）、(b)「元代役法簡論」（一九八一年、同前書、所収）、(c)『中国歴史大辞典 遼金元史』「助役」の項（一九八六年、上海辞書出版社）。そのほか、長瀬守「元朝の江南支配における税役体制の側面」（一九七七年、『宋元水利史研究』一九八三年、国書刊行会、所収）、大島立子「元末農民叛乱の背景——江北地方の場合——」（『中山八郎教授頌寿記念 明清史論叢』一九七七年、燎原書店）も、元代の義役また助役法に言及しているが、梅原柳田、陳氏らの理解を越えるものではない。

(3) 愛宕松男「元の中国支配と漢民族社会」（一九七〇年、『愛宕松男東洋史学論集 四 元朝史』一九八八年、三一書房、所収）。(4) あくまで一般的傾向であり、各地で幾つかのヴァリエーションが存在した。詳細は前掲註(2) 梅原論文、陳(b)論文、参照。なお、南宋期の都保正副・大保長の役、郷都制については、周藤吉之「宋代郷村制の変遷過程」（一九六三年、『唐宋社会経済史研究』一九六五年、東大出版会、所収）、草野靖「宋代の都保の制」（『文学部論叢（熊本大学）』史学篇一九、一九八九年）、

参照。

(5) 李心傳撰『建炎以來朝野雜記』甲集卷七「処州義役・徳興義役」、劉克莊撰『後村先生大全集』卷九六「徳興義田」。

(6) たとえば『至順鎮江志』卷二、地理、郷都は次のように伝える。

旧宋各都設立保長、婦附後、但藉郷司応酬官務。厥後選差里正・主首（里正催辦錢糧、主首供倉雜事）。科役繁重、破家蕩産往往有之。

(7) 南宋期以来、風俗教化のモデル的存在として国家から丁重な保護を受け一切の差役・科配負担を免除されていた、かの范氏義荘は、至元一七年六月、他の民田と同様に「助役米」を負担することを「各郷の里正人等」から要請されたという。周知の通り、范氏義荘は平江路の呉・長洲両県内に設置されており、また、助役米——就役人戸を援助するための米粟を共同出資する郷村社会レベルの策は義役と理解できる。詳細は、遠藤隆俊「宋末元初の范氏について——江南士人層の一類型——」（『歴史』七四、一九九〇年）、参照。

(8) 前掲註(2) 陳(a)・(b)論文。なお、江浙・江西行省以外の地域でも義役と呼ばれる方策が組織された例がある。湖広行省衡州路常寧州では、天曆年間（一二三二—一二三九）に州尹・余泰が「義役錢」なる方策を組織した（傳若金撰『傳与礪文集』卷三「常寧州義役錢記」）。その内容は、「吞并の家」の田産隱匿による未納稅糧（約三七四一緡相当）を負担させられて困窮する坊正・里正・主首を救済するために、同僚たちの一ヶ月分の俸給と義捐によって集めた資金（一〇四〇〇緡）を高利貸に運用

し、その収益（歲入約三七四〇緡）を吞并の家の未納稅糧に充填する、というものである。これは、通常の義役と明らかに異なる方策であり、地域的にも内容的にも例外と考えてよい。

(9) 同時代人自身、次のように整理している。

程洵撰『尊徳性齋小集』卷二「代作上殿劄子」三

蓋今義役之約、雖所至不一、而其大要有二。有分歲月而人為之者、有哀其費而衆募人為之者。於哀費之中、又有二焉。或使之出田、或使之出粟。臣嘗即是數者觀之、莫如出田之可以久也。

『景定建康志』卷四一、田賦志二、蠲賦雜録、陸子適撰「溧陽県均賦役記」

比年以来、浙中之義役・江西之議役行之、而民以為便。義云者、使民以等第捐粟以募役。議云者、戸之高下・役之久近、一聽於衆議、有司但視成而已。

詳しくは周藤吉之「南宋における義役の設立とその運営——特に義役田について——」（一九六六年、『宋代史研究』一九六九年、東洋文庫、所収）、参照。

(10) 王禮撰『麟原先生全集』前集卷二「照磨王公墓誌銘」。

(11) 危素撰『危太樸文統集』卷四「呉仲退先生墓表」。

(12) 陸文圭撰『牆東類稿』卷一四「陸莊簡公家伝」。

(13) 黄潛撰『金華黄先生文集』卷一〇「鄞県義役記」

天台周君之為丞也、……周侯進父老、具宣徳意、且教之為義役。於是県西南五十里林村之民、次当受役者三十有五家、首相与謀、視物力之薄厚、各捐已粟、得錢七千五百緡為子本。推執事者五人、操其奇贏、以供百役之費、而存其母常勿絶。

復推其五人、日詣有司、以聽徵令、歲終則更休焉。厥既條上于臬、周君長佐、白狀大府、而定其要束。……周君名仔肩、延祐五年進士。其來以七年二月、而義役行於至治元年正月。

(14) 『延祐四明志』卷八、城邑攷上、鄞都の記載によれば、林村は四四―四八都を管轄する桃源郷内に属した。

(15) なお正徳『蘭溪県志』巻二、役法「元役法」の項に

県各四隅、設坊正外、則郷設里正、而都設主首。後以繁劇難任、每都設一里正、主首則隨其事之難易而多寡之。

とあるように、元代後半期になると、里正・主首の就役単位は次第に郷・都から都に変わっていくのが一般的趨勢であった（他の江南諸地域における明・清代の地方志にも、右と同様の記載が間々見られる。また、その実例は王禕撰『王忠文公集』巻九「婺州路均役記」、参照）。これに伴い義役の結成単位が都へ変化したことを明示する史料は存しないが、元初、都から郷・都への就役単位の改編に伴って義役の結成単位が郷に変化したことからすれば、恐らく元代後半期の場合も義役は就役単位の改編に伴い郷から都へと結成単位を変化させたのではないかと思われる。

(16) 前掲註(13)、参照。

(17) 因みに『至正四明統志』巻二、職官、鄞県、県尹の項は、泰定元(一三二四)年二月に着任した阮申之の治績の一つに「均義役」を挙げる。詳細は知り得ない(程端学撰『積斎集』巻五「鄞県阮尹去思碑」も「賦役不平、使民自实以均之」とだけ記す)が、慶元路鄞県の義役の場合も、南宋期の義役と同様に結成後次第に弊害を生み、地方官による何らかの修整・改革

が実施されたのではないかと思われる。

(18) 前掲註(2) 柳田論文。

(19) 前掲註(2) 柳田論文、同「宋元鄉村戸等制補論」(一九八一年、前掲柳田著書、所収)。前掲註(2) 梅原論文。

(20) 『元典章』二六、戸部巻二、賦役、戸役「編排里正主首例」の同項

皇慶元年四月、袁州路奉江西行省劄付。近為各路点差里正主首不均。照得節次欽奉聖旨事意、劄付合属。令親民州県官、從新料量所管郷都地面遠近・戸計多寡・可設里正主首名数。除遠征軍人・大都上都其間站戸外、其余不是何戸計、当官從公推排、糧多極等上戸殷富者充里正、次等戸充主首。驗力挨次、周而復始、親丁当役。截自至大三年為始充、周歲滿替、毋得似前放富差貧、那移作弊。

ここでは、二・三年間の任期延長や就役人戸が代替者を雇募することも許可されていない。

(21) 『元典章』新集、戸部、賦役「差役驗鼠尾糧数依次点差」

延祐四年二月□日、袁州路准江西廉訪司牒、准吉・贛分司牒……当職於延祐三年内、依奉憲司委、分巡吉・贛・南安三路審理罪囚。所至人民執狀滿前、陳告差役不公。蓋因親民各州司県、專以点差里正主首、視為奇貨、循習旧弊、因仍苟且。毎年並不於年終預行定擬、周年交換、受其吏賄賂、買充戸案、分管郷都、直至次年五六月間、才方点差。往往信憑罷閑公史・久占貼書・安停茶食之人、結搆豪霸、把持官府、通同作弊。不將稅糧戸籍丁産、驗数多寡、編排鼠尾、從上至下、照依資次、從公定差、或聽人戸自行推唱。……牒請。行移各

路、督勸合屬州縣、將相应当差人戶・所有田糧丁産、驗其

高下・糧數多寡、尽実編排鼠尾文冊、從公定差周歲合該里正  
主首花名、自正月為始、承管事務。<sup>(b)</sup>或各都願將有糧役戶・

殷富之家、公同自行推唱遜讓、從実挨排、周而復始、輪流充  
應。如糧多願作兩三年者、聽從民便。開具定差各鄉都役戶花  
名、出榜曉諭。今後每歲年終役滿、周歲催糧足備、依例差換  
次年正月交替。……除牒按治路分、<sup>(a)</sup>督責所屬州縣、將延祐

四年合設里正主首、驗糧多寡、編排鼠尾、從公依次点差、務  
要均平。毋致那上攢下、放富差貧。如鄉都自願推唱遜讓、  
從実挨排、輪流當役者、聽從民便。自正月入役、承管事務、  
開具花名、出榜曉諭。今後年終催糧足備、周年交換。

(a) 傍線・(b) 波線は筆者

(a) 傍線部は州・県の官吏が役次を決定する差役法を、(b) 波線部  
は郷・都内の協議によって役次を決定する方式を示す。ここか  
ら、延祐四年二月、江西肅政廉訪司等から江西行省管内の各略  
また路総管府に管轄されない各州・県に対して二種の役次決定  
方式の並行が通達されたことが分かる。

(22) 前掲註(9) 周藤論文。また「江西の議役」という呼称は、  
前掲註(9) に所引の陸子通撰「深陽真均賦役記」の中に見え  
る。

(23) 宋濂撰『宋文憲公全集』(四部備要本) 卷一〇「故太和蕭府  
君墓表」。

(24) 至正年間、県尹・兪希魯の関与を受けて結成された(宋濂撰  
『宋文憲公全集』卷三二「兪先生墓碑」)。

(25) 『元史』卷一八五、干文傳伝に「會創行助役法。凡民田百畝、

令以三畝入官、為受役者之助」とあり、所有田産一〇〇畝ごと  
に三畝の比率で田産を出資させたことが分かる。一方、鄭元祐  
撰『樞異集』卷一一「長洲縣達魯花赤元童君遺愛碑」は田産の  
出資比率を「田畝什抽一以助役」と伝える。本文に挙げた『元  
史』卷二八、英宗紀二も「田若干畝」と記すことからすれば、  
実際の田産出資比率は、一〇〇畝ごとに三畝を基準としながら、  
地域の経済的条件等を勘案して各地で一定程度加減されたとき  
えられる。

(26) 前掲註(2) 梅原、柳田、陳(a)・(b)・(c)、長瀬、大島論文。

(27) 至元二四年の括勸も含む元代初期江南地方の徴税の詳細につ  
いては植松正「元初江南における徴税体制について」(『東洋史  
研究』三三一、一九七四年)、参照。

(28) 管見の及ぶ限り、これは金代・元代を通じて華北における義  
役の唯一の事例である。興味深い史実であるが、これ以上につ  
いては全く知り得ない。更なる検討は後考に委ねたい。

(29) 因みに、『元史』卷一七七、陸厚伝に「且嘗上章奏免備役、  
及舉行浙西助役法」とあり、陸厚自身も浙西助役法の施行につ  
いて上奏したという。陸厚は大徳一一(一三〇七)年に逝去し  
ており、彼の上奏が延祐五年一月以降の立案と無関係に行わ  
れたことは疑いを容れない(陸厚の上奏は、彼の経歴から見る  
限り、浙西提刑按察副使の任に就いた至元二六(一二八九)年  
頃に行われたと考えられる)が、立案を指令した聖旨や立案者  
たちに一定の影響を与えたのかもしれない。

また、この記述に基いて、大島立子氏は浙西では他の地域に  
先んじて至治三年以前から助役法が実施されたと論じ、柳田節

子氏も助役法は浙西で実施されたと主張している（前掲註(2)大島、柳田論文）。しかし、右の記述からは、陸厘の上奏が裁可を受け実施に移されたか否かは確定できない。仮に裁可されたならば、本文で見た立案の過程で何らかの言及があつてよいはずであるが、それがない以上、彼の上奏は裁可されなかつたものと判断できる。したがつて、右の記述は助役法の施行範囲を浙西と理解する根拠にもならない。

なお、乾隆『吳江縣志』卷一六、職役五、徭役は、大徳年間に「助役糧」が実施され、また延祐五年に浙西で「助役田法」が施行されたと記す。それぞれの典拠は『統文獻通考』、本文で検討した余卓撰「松江府助役田糧記」であるという。しかし、王圻撰『統文獻通考』、欽定『統文獻通考』の「職役考」には共に該記事は見当らない。また、本文で検討した通り、延祐五年は助役法が施行された年ではなく、その立案が指令された年である。いずれも編纂者の誤解であろう。

(30) 後掲註(32)の引用の中に、府全体で田産一〇〇畝以上の所有戸一四二〇戸から総額一四〇六頃三一畝余の田産が出資されたと記されている。

(31) 正徳『松江府志』卷六、徭役、余卓撰「松江府助役田糧記」は一二頁下段の引用に続けて

如里正擾民、失俟差役、侵欺錢糧、一切違枉罪、及推、拳、上戸、均陪各都人戸、常切覺拳、仍嚴行設法闕防。（傍点は筆者）と記しており、傍点を付した箇所によれば、「信義の家」は嚴密には上戸層、少くとも正官らの調査によって田産出資を義務づけられた一〇〇畝以上の田産所有戸の間から選出されたこ

とが分かる。

(32) 正徳『松江府志』卷六、徭役、余卓撰「松江府助役田糧記」華亭縣達魯花赤護都承務、上海縣丞陳承事照勘到。各県有田百畝之上人戸一千四百二十戸、助田一萬六千九十八段、計田一千四百六頃三十一畝八分九釐、該米六萬三千五百四十四石二斗六升五合。推舉定田多信義之人、邵正三秀等二百四十三名、充庖里正、掌管收租。泰定元年四月初七日、奉省劄該、元委段総管等呈。……謹記。本府総計助役民田一萬六千九十八段、計田該米並与前同、合納稅米五千一百二十石一斗四升九合、実有助役米五萬八千四百四十二石一斗一升六合。華亭田七千九十七段、計田六百八十九頃四十九畝五分二釐、該米三萬四千五百一十七石二升五合、合納稅米二千三百九十四石四斗七升二合、実有助役米三萬二千一百二十二石五斗五升三合。上海田九千一段、計田七百一十六頃八十二畝三分七釐、該米二萬九千二十七石二斗四升、合納稅米二千七百七石六斗七升七合、実有助役米二萬六千三百一十九石五斗六升三合。

なお、役田が負担する総計約五一〇二石（華亭縣一三九四石余、上海縣一二七〇七石余）の稅糧額も記されており、役田は兩稅負担を免れなかつたことが分かる。

(33) 黃潛撰『金華黃先生文集』卷二七「嘉議大夫礼部尚書致仕干公神道碑」。

(34) 正徳『松江府志』卷三三、官績上、劉輝の項。

(35) 前掲註(2) 陳(c)、大島論文。

(36) 鎮江路については『至順鎮江志』卷二、地理、郷都に「為政者有憂之、復令民出田以助役、逃亡事故僅可補益」とあり、常

州路無錫州については黄潛撰『金華黄先生文集』卷二七「嘉議大夫礼部尚書致仕千公神道碑」、『元史』卷一八五、千文傳伝が千文傳は助役法施行のために松江府華亭・上海県のほか無錫州へも派遣されたと記す。

(37) 検索した地方志は『中国方志叢書』(成文出版社有限公司)、『天一閣藏明代方志選刊』(上海古籍書店)所収のものに限る。

平江路呉江州、常州路宜興州、建德路壽昌縣、江陰州の典拠はそれぞれ次の通り。乾隆、『呉江縣志』卷一六、賦役五、徭役。嘉慶、『宜興縣志』卷三、田賦志、解支。民国、『壽昌縣志』卷六、職官志、名宦、韓郁の項。嘉靖、『江陰縣志』卷五、食貨記第四上、徭役。

(38) 二つばかり挙例しよう。松江府上海県の城内では、元統二(一二三四)年頃「郷望の萬戸」費拱辰の活動を受けて結成され(正徳『松江府志』卷六、徭役、王良撰「上海縣坊正助役義田記」、婺州路義烏県内では朱震亨の創意、提唱を通して結成された(宋濂撰『宋文憲公全集』卷五〇「故丹溪先生朱公石表辞」)。後者の結成時期は判然としないが、朱震亨は至正一八(一二五八)年に逝去しているから、元代末期のことと考えられる。また、既に本文九頁下段に挙げた吉安路太和州内と婺州路永康県内の二例、一四頁下段に挙げた松江府上海県の例も、元代末期に属す事例である。

(39) 前掲註(4)周藤論文。

(40) 梅原郁「宋代の郷司―その位置づけをめぐる―」(『劉子健博士頌寿紀念宋史研究論集』(一九八九年、同朋舎)。

(41) 前掲註(4)周藤、註(40)梅原論文。

(42) 同右。

(43) 前掲註(4)周藤論文。

(44) これは重役化の究極的要因が胥吏の陪備、延いては行政經費を欠く当時の地方財政構造の特質にあることを示唆する。だが、ここで問題とするのは役法体系上の要因であるため、これ以上の検討は行わない。就役人戸への正規の職務以外の諸負担賦課と地方財政構造の特質との連関性については、宮崎市定「宋代州県制度の由来とその特色―特に衙前の変遷について―」(一九五三年、『宮崎市定全集』10 宋)一九九二年、岩波書店、所収)、岩井茂樹「中国専制国家と財政」(『中世史講座』六 中世の政治と戦争)一九九二年、学生社)、参照。

(45) 南宋期同様、就役人戸の破産や就役忌避などの現象が見られたことは、前掲註(2)陳(b)論文、参照。

(46) たとえば孔齊撰『至正直記』卷二「広徳郷司」に「広徳小民錢郷司者、専与郷里大家、理田畝丈尺税賦等則出入。謂之郷司、至賤之職也。能存心于正直、無私曲。……他郷司者、或以多作寡、以実作虚。」

とあり、南宋期同様の税役業務を担っていたことが分かる。また華北の例ではあるが、胡祇適撰『紫山大全集』卷七「又巡按即事口號」には「年深歲久不通推、貧富高低幾變移、官吏坐觀恬不問、妄增擅減在郷司」と役次決定の基礎たる人戸の課税資産額を郷書手が恣意的に操作していた様が明快に描写されている。

(47) 劉克莊撰『後村先生大全集』卷一九二「鄱陽県申差甲首事」当職累歴郡県、所在義役詞訟絶少。惟此間義役之訟最多。蓋

義役乃不義之役、而義冊乃不義之冊。或六文産、或三文産、不免於差、則役首之罪、反甚於鄉書手矣。

なお、義役の管理者たる役首の罪悪が郷書手との対比において捉えられているのは、義役が郷書手の役法上の任務を代替したことの証左である。

(48) 些少ながら例外もある。たとえば前稿で見た朱熹の義役改革案がモデルとした紹興府山陰県の義役では、役首は設置されず、県衙が役次決定を行い就役人戸が役田の管理・運用を担った。

だが、知県・県丞自らが県全域の役次決定を適確に行うことはまず不可能であるから、県衙での役次決定は差役法の場合と同じく郷書手がその実権を掌握し就役の弊害を惹き起こすことに帰着せざるを得ない。県衙での役次決定という策が現実の義役改革で全く実施されず継承されなかったのは、そのためであろう。役次決定を独自に行わない場合でも義役と呼ばれたケースがあるのは、役田設置の効力が同時代人から高い評価を受けており(前掲註(9))、所引の程洵撰「代作上殿劄子」三)、また義役の義が「正しくて公平である」と観念された場合もある(前掲註(9))、周藤論文)ためと思われる。

(49) 以下、里甲制の史実に関する言及は次の論考に拠る。山根幸夫『明代徭役制度の展開』第一章第二・三節(一九六六年、東京女子大学学会)。小山正明「賦・役制度の変革」(一九七一年、『明清社会经济史研究』一九九二年、東大出版会、所収)。鶴見尚弘「明代における鄉村支配」(『岩波講座世界歴史』一二、一九七一年、岩波書店)。

(50) 梁方仲『明代糧長制度』(一九五七年、上海人民出版社)。小

山正明「明代の糧長——とくに前半期の江南デルタ地帯を中心にして——」(一九六九年、前掲小山著書、所収)。

(51) 前掲註(50) 小山論文。

(52) 共同体論の視角から糧長・里甲制体制を規定する試みもあるが、こうした理解がもつ難点については鶴見尚弘「旧中国における共同体の諸問題——明清江南デルタ地帯を中心として——」に対する小山正明氏の「コメント」(新『史潮』四、一九七九年)を参照。筆者は、個別的に把握した人戸を画一的な戸数原則に基き他律的に編成する糧長・里甲制体制は鄉村社会レベルにおける専制国家形態の発現であると考える。

(53) 前掲註(50) 小山論文。

(54) 森正夫「明代の郷紳——士大夫と地域社会との関連についての覚書——」(『名古屋大学文学部研究論集』七六・史学二六、一九八〇年)、参照。

(55) 前掲註(50) 梁著書第一章二「設立糧長目的」。

(56) 劉辰撰『国初事蹟』

太祖察知応天府民間郷司、専於鄉村書算田糧、増減詭寄、躲避差役、壞法書民。漆髮黥面以示衆。

(57) 前掲註(50) 小山論文。なお、義役と糧長・里甲制体制の連関性を示す事象として、いま一つ糧長制の定着範囲を挙げ得る。同じ小山論文によれば、糧長は当初、南直隸・浙江・江西・湖広・福建の地域で設置されたが、景泰年間以降、南直隸の揚子江以北・湖広・福建では廃止されたという。糧長制が定着した南直隸の揚子江以南・浙江・江西は、南宋・元代に義役が普及していた地域である。

(58) 小山正明「中国社会の変容とその展開」〔西嶋定生編『東洋史入門』一九六七年、有斐閣〕、同「アジアの封建制―中国封建制の問題―」(一九七四年、前掲小山著書、所収)。

(59) 佐竹靖彦「中国近世における小経営と国家権力について」〔新しい歴史学のために』一五〇、一九七八年)。  
足立啓二「中国封建制論の批判的検討」〔歴史評論』四〇〇、一九八三年)。

(60) 足立啓二「宋代兩浙における水稲作の生産力水準」〔文学部論叢(熊本大学)』一七、一九八五年)。  
宮澤知之「宋代先進地帯の階層構成」〔鷹陵史学』一〇、一九八五年)。  
北田英人『一九八六―八七年度科学研究費補助金(一般研究C)「宋元明清期中国三角洲の農業の進化と農村手工業の発展に関する研究」研究成果報告書』(一九八八年)。

(61) 濱島敦俊『明代江南農村社会の研究』第一部第一章「明代前半の水利慣行」(一九八二年、東大出版会)。  
檀上寛「元・明交替の理念と現実―義門鄭氏を手掛りとして―」〔史林』六五―二、一九八二年)。

(いとう まさひこ 名古屋大学大学院博士後期課程)